

香芝市告示第 4 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 4 月 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 4 月 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第45号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は平成21年4月2日から2週間、香芝市都市整備部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

平成21年4月1日

香芝市長 梅田善久

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

平成21年4月16日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

香芝市上中地区の一部、高地区の一部、北今市2丁目地区の一部、逢坂5丁目地区の一部、下田東1丁目地区の一部、下田西1丁目地区の一部、狐井地区の一部、良福寺地区の一部、五位堂2丁目地区の一部、五位堂4丁目地区の一部、五位堂5丁目地区の一部、鎌田地区の一部、磯壁3丁目地区の一部、磯壁4丁目地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 上中地区

枝線

管路番号	起点	終点
5009-2	香芝市上中726	香芝市上中290-2
5192-2	香芝市上中291	香芝市上中397-2
5192-3	香芝市上中288-2	香芝市上中390
5019	香芝市上中294	香芝市上中371
5012	香芝市上中299-1	香芝市上中371
5023-1	香芝市上中306-1	香芝市上中360
5023-3	香芝市上中360	香芝市上中307-1
5023-4	香芝市上中307-1	香芝市上中357
5024-2	香芝市上中315-1	香芝市上中355
5025-2	香芝市上中318	香芝市上中354-1

(2) 高地区

幹線（香芝第2污水幹線）

管 路 番 号	起 点	終 点
4 2 9 3 - 1	香芝市高138 - 1	香芝市高138 - 3

（3）北今市2丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
4 2 5 8	香芝市北今市2丁目223 - 1	香芝市北今市2丁目223 - 4

（4）逢坂5丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
4 0 5 6	香芝市逢坂5丁目830 - 1	香芝市逢坂5丁目804
4 0 6 6	香芝市逢坂5丁目804	香芝市逢坂5丁目813 - 1
4 0 0 6	香芝市逢坂5丁目594 - 2	香芝市逢坂5丁目613 - 1

（5）下田東1丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3 1 9 6	香芝市下田東1丁目460 - 3	香芝市下田東1丁目461 - 3

（6）下田西1丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3 2 8 1 - 3	香芝市下田西1丁目171 - 2	香芝市下田西1丁目286

（7）狐井地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3 4 7 8 - 3	香芝市狐井500 - 1	香芝市狐井500 - 1
0 2 5 9	香芝市狐井505 - 3	香芝市狐井505 - 15
0 2 6 0	香芝市狐井505 - 5	香芝市狐井505 - 29
0 2 6 1	香芝市狐井505 - 20	香芝市狐井505 - 31

（8）良福寺地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
0 2 5 9	香芝市良福寺 2 1 5 - 7 6	香芝市良福寺 2 1 5 - 1 3
0 2 6 1	香芝市良福寺 2 1 5 - 2 3	香芝市良福寺 2 1 5 - 3 3
	香芝市良福寺 3 1 0 - 3	香芝市良福寺 3 0 8 - 2
0 0 9 2 - 1	香芝市良福寺 1 6 2 - 1	香芝市良福寺 1 6 2 - 1

( 9 ) 五位堂 2 丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3 4 8 0 - 1	香芝市五位堂 2 丁目 5 8 3 - 1	香芝市五位堂 2 丁目 5 8 3 - 1
3 4 7 5	香芝市五位堂 2 丁目 5 5 3 - 3	香芝市五位堂 2 丁目 5 5 3 - 3

( 1 0 ) 五位堂 4 丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3 5 1 1	香芝市五位堂 4 丁目 2 8 6 - 1	香芝市五位堂 4 丁目 2 9 0 - 9

( 1 1 ) 五位堂 5 丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
	香芝市五位堂 5 丁目 1 0 5 - 1	香芝市五位堂 5 丁目 1 0 6 - 3

( 1 2 ) 鎌田地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3 3 3 1	香芝市鎌田 6 2 9 - 3	香芝市鎌田 4 3 8 - 1 0
3 3 3 2	香芝市鎌田 4 3 8 - 1 0	香芝市鎌田 4 3 8 - 9 0
3 3 3 3	香芝市鎌田 4 3 8 - 9 0	香芝市鎌田 4 5 8 - 2 0
3 3 3 4	香芝市鎌田 4 5 8 - 2 1	香芝市鎌田 4 5 8 - 2 5
3 3 3 5	香芝市鎌田 4 5 8 - 1 9	香芝市鎌田 4 5 8 - 2 2
3 3 3 6	香芝市鎌田 4 5 8 - 1 3	香芝市鎌田 4 5 8 - 1 6
3 3 4 1	香芝市鎌田 4 3 8 - 1 0	香芝市鎌田 4 3 8 - 1 5
0 0 0 7	香芝市鎌田 6 3 3 - 1	香芝市鎌田 4 0 8
0 0 3 0	香芝市鎌田 6 3 9 - 3	香芝市鎌田 7 0 3 - 1

( 1 3 ) 磯壁 3 丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
---------	-----	-----

2 1 3 3	香芝市磯壁3丁目90 - 1	香芝市磯壁3丁目46 - 1
2 5 7 6	香芝市磯壁3丁目111	香芝市磯壁3丁目111
2 5 8 3	香芝市磯壁3丁目105 - 1 2	香芝市磯壁3丁目105 - 2 1

( 1 4 ) 磯壁4丁目地内

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
2 5 7 7	香芝市磯壁4丁目141 - 5	香芝市磯壁4丁目141 - 8

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分 流 式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター

香芝市告示第46号

第2回香芝市議会臨時会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次のとおり招集する。

平成21年4月3日

香芝市長 梅田善久

1 期日 平成21年4月10日

2 場所 香芝市役所 議場

3 付議事件

- (1) 香芝市議会議長の選挙について
- (2) 香芝市議会副議長の選挙について
- (3) 香芝市議会常任委員会の委員の選任について
- (4) 香芝市議会議会運営委員会の委員の選任について
- (5) 葛城広域行政事務組合議会議員の選挙について
- (6) 奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について
- (7) 香芝・王寺環境施設組合議会議員の選出について
- (8) 香芝・広陵消防組合議会議員の選出について
- (9) 香芝市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (10) 香芝市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- (11) 香芝市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について

## 香芝市告示第 4 7 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 4 月 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課  
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）



香芝市告示第 4 8 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 4 月 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 4 月 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 4 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 4 月 1 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 4 月 1 0 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第50号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、JR志都美駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年4月16日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年4月16日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、JR志都美駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
- 6 引取時間 午前9時から午後5時  
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）  
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第 5 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 4 月 2 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 4 月 2 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 5 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 4 月 2 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 4 月 2 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第53号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成21年4月24日

香芝市長 梅田善久

1. 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については二日間）
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）
4. 連絡先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課  
TEL 0745 - 76 - 2001（内線204）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-68	大黒ハウス	はり札	1	穴虫	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-69	HOTELウォーターゲート	はり札	27	香芝市内	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-70	関西ハウジング	はり札	9	穴虫	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-71	豊富住建	はり札	3	上中	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-72	近畿住宅販売	はり札	1	旭ヶ丘	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-73	民主党	はり札	1	真美ヶ丘	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-74	葛城建設	はり札	1	真美ヶ丘	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-75	トラスト株式会社	はり札	2	真美ヶ丘	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-76	関西ハウジング	立看板	2	旭ヶ丘	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-77	豊富住建	立看板	11	旭ヶ丘	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-78	小池百合子来る	立看板	1	真美ヶ丘	H21.4.15	H21.4.15	下田倉庫
21-79	HOTELウォーターゲート	はり札	4	下田、今泉	H21.4.16	H21.4.16	下田倉庫
21-80	東武建設	広告旗	4	鎌田	H21.4.16	H21.4.16	下田倉庫
21-81	大黒ハウス	はり札	8	穴虫、田尻	H21.4.17	H21.4.17	下田倉庫
21-82	HOTELウォーターゲート	はり札	21	香芝市内	H21.4.17	H21.4.17	下田倉庫
21-83	ファミティホーム	はり札	12	田尻	H21.4.17	H21.4.17	下田倉庫
21-84	東武建設	はり札	2	鎌田	H21.4.20	H21.4.20	下田倉庫
21-85	ディアホーム	はり札	3	高、北今市	H21.4.20	H21.4.20	下田倉庫



香芝市告示第 5 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 4 月 2 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 5 5 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 4 月 3 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 4 月 3 0 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市選挙管理委員会告示第21号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙における候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法192条第1項の規定により別紙のとおり公表する。

平成21年4月22日

香芝市選挙管理委員会  
委員長 植村 忠昭

別紙 略

香芝市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成21年4月16日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 黒松 康至

《監査結果に対する措置等通知文》

香選第 98 号  
平成21年3月31日

香芝市監査委員 近藤 洋 様  
香芝市監査委員 角田 博文 様

香芝市選挙管理委員会  
委員長 植村 忠昭

定期監査の結果意見に関する措置状況について

平成20年12月5日付け定期監査の結果に関する意見につきまして、地方自治法199条第12項の規定に基づき、措置を講じた状況を下記のとおり報告いたします。

記

定期監査意見に関する措置の状況  
<平成20年11月28日実施>  
【定期監査意見】

経費削減等、効率的な選挙事務執行のため、臨時職員等による選挙期日の投票事務等を含めた事務従事について、今後も引き続き推進されたい。

**【措置の状況】**

平成20年5月の市議会議員補欠選挙において初めて臨時職員3名を選挙期日の投票所事務に充て、本年3月の市議会議員選挙につきましてはその数を10名に増やし執行したものであります。

なお、選挙事務に係る総人員数や総時間数は、選挙種別内容により都度増減するものであります。全体の取組みと致しましては引き続き臨時職員の導入拡大、職員研修及び事務作業の見直し等に努め負担軽減及び経費削減を図って参ります。

香芝市農業委員会会議規則告示第5号

平成21年4月30日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成21年第5回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成21年5月7日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

香芝市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づく定期の予防接種を次のとおり実施する。

平成21年4月1日

香芝市長 梅田善久

1 予防接種の種類 第1期・第2期 麻しん風しん

2 接種方法 委託医療機関にて個別接種

	病院名		病院名
1	河井医院	14	ふゆひろクリニック
2	澤井外科内科診療所	15	さない内科医院
3	澤田医院	16	山本内科医院
4	牧浦医院	17	高橋耳鼻咽喉科
5	増田医院香芝診療所	18	かまだ医院(2期のみ)
6	内科松山医院	19	森岡内科消化器科クリニック(2期のみ)
7	まみ小児科	20	みちのクリニック
8	香芝村尾クリニック	21	二上駅前診療所
9	下田診療所	22	加藤クリニック
10	堀川医院	23	かわしま内科・外科こどもクリニック
11	安田医院	24	旭ヶ丘クリニック
12	片岡医院	25	かわもとクリニック(2期のみ)
13	藤田産婦人科内科	26	西本内科

3 接種期間 第1期 平成21年4月1日～平成22年3月31日

第2期 平成21年4月13日～平成22年3月31日

4 対象者 第1期 生後1歳～2歳未満の者

第2期 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの者

5 費用 無料

6 接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

（1）明らかな発熱を呈している者

（2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（3）当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者

（4）その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

（1）心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

（2）予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

- ( 3 ) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- ( 4 ) 過去にけいれんの既往のある者
- ( 5 ) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

#### 8 接種後の注意事項

- ( 1 ) 高熱、けいれん等の症状を呈した場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ( 2 ) 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った香芝市保健センターに連絡すること。

## 香芝市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づく定期の予防接種を次のとおり実施する。

平成21年4月1日

香芝市長 梅田善久

1 予防接種の種類 第3期・第4期 麻しん風しん

2 接種方法 委託医療機関にて個別接種

	病院名		病院名
1	河井医院	17	ふゆひろクリニック
2	澤井外科内科診療所	18	さない内科医院
3	澤田医院	19	山本内科医院
4	枳岡診療所	20	池原クリニック
5	牧浦医院	21	高橋耳鼻咽喉科
6	増田医院香芝診療所	22	かまだ医院
7	内科松山医院	23	森岡内科消化器科クリニック
8	松井内科	24	みちのクリニック
9	まみ小児科	25	二上駅前診療所
10	中坊医院	26	加藤クリニック
11	香芝村尾クリニック	27	和田クリニック
12	下田診療所	28	かわしま内科・外科こどもクリニック
13	堀川医院	29	旭ヶ丘クリニック
14	安田医院	30	佐々木クリニック
15	片岡医院	31	かわもとクリニック
16	藤田産婦人科内科	32	西本内科

3 接種期間 平成21年4月13日～平成21年3月31日

4 対象者 第3期 平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの者

第4期 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの者

5 費用 無料

6 接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

（1）明らかな発熱を呈している者

（2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（3）当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者

（4）妊娠していることが明らかな者

（5）その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

（1）心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有

することが明らかな者

- ( 2 ) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱の見られた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ( 3 ) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- ( 4 ) 過去にけいれんの既往のある者
- ( 5 ) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

#### 8 接種後の注意事項

- ( 1 ) 高熱、けいれん等の症状を呈した場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ( 2 ) 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った香芝市保健センターに連絡すること。

香芝市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づく定期の予防接種を次のとおり実施する。

平成21年4月1日

香芝市長 梅田善久

- 1 予防接種の種類 ポリオ
- 2 対象者 生後3ヶ月～90ヶ月未満の者
- 3 実施日時及び場所

	実施日		受付時間	実施場所
上 期	4月10日	金	午後2時～ 2時50分	保健センター
	4月13日	月		
	4月14日	火		
	4月15日	水		
	4月27日	月		
	4月28日	火		
下 期	10月8日	木		
	10月9日	金		
	10月14日	水		
	10月15日	木		
	10月23日	金		
	10月26日	月		

- 4 費用 無料
- 5 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
  - （1）明らかな発熱を呈している者
  - （2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - （3）当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - （4）その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 6 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
  - （1）心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
  - （2）予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - （3）接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
  - （4）過去にけいれんの既往のある者
  - （5）過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

## 7 接種後の注意事項

- ( 1 ) 高熱、けいれん等の症状を呈した場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ( 2 ) 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った香芝市保健センターに連絡すること。

香芝市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づく定期の予防接種を次のとおり実施する。

平成21年4月1日

香芝市長 梅田善久

- 1 予防接種の種類 三種混合第1期  
(百日せき、ジフテリア、破傷風)
- 2 対象者 生後4ヶ月～90ヶ月未満の者  
(但し、追加接種は1期初回接種終了後、6ヶ月以上経ていること。)
- 3 実施日時及び場所

実施日	受付時間	実施場所
平成21年	午後2時～ 2時50分	保健センター
4月 7日(火)・20日(月)		
5月 12日(火)・20日(水)・28日(木)		
6月 8日(月)・16日(火)・24日(水)		
7月 6日(月)・14日(火)・24日(金)		
8月 6日(木)・18日(火)・26日(水)		
9月 7日(月)・17日(木)・25日(金)		
10月 6日(火)・16日(金)		
11月 6日(金)・16日(月)・25日(水)		
12月 3日(木)・14日(月)・22日(火)		
平成21年		
1月 6日(水)・15日(金)・25日(月)		
2月 4日(木)・16日(火)・24日(水)		
3月 5日(金)・15日(月)・25日(木)		

- 4 費用 無料
- 5 接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) その他、予防接種を行うことが不适当な状態にある者
- 6 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

- ( 3 ) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- ( 4 ) 過去にけいれんの既往のある者
- ( 5 ) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

#### 7 接種後の注意事項

- ( 1 ) 高熱、けいれん等の症状を呈した場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ( 2 ) 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った香芝市保健センターに連絡すること。

## 香芝市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づく定期の予防接種を次のとおり実施する。

平成21年4月1日

香芝市長 梅田善久

- 1 予防接種の種類 三種混合第2期  
二種混合（ジフテリア・破傷風）
- 2 接種方法 委託医療機関にて個別接種

	病院名		病院名
1	河井医院	16	さない内科医院
2	澤井外科内科診療所	17	山本内科医院
3	澤田医院	18	池原クリニック
4	枅岡診療所	19	高橋耳鼻咽喉科
5	牧浦医院	20	かまだ医院
6	増田医院香芝診療所	21	森岡内科消化器科クリニック
7	内科松山医院	22	みちのクリニック
8	まみ小児科	23	二上駅前診療所
9	香芝村尾クリニック	24	加藤クリニック
10	下田診療所	25	和田クリニック
11	堀川医院	26	かわしま内科・外科こどもクリニック
12	安田医院	27	旭ヶ丘クリニック
13	片岡医院	28	佐々木クリニック
14	藤田産婦人科内科	29	かわもとクリニック
15	ふゆひろクリニック	30	西本内科

- 3 接種期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- 4 対象者 小学6年生（11歳・12歳）
- 5 費用 無料
- 6 接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）
  - （1）明らかな発熱を呈している者
  - （2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - （3）当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - （4）その他、予防接種を行うことが不适当な状態にある者
- 7 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
  - （1）心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有

することが明らかな者

- ( 2 ) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱の見られた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ( 3 ) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- ( 4 ) 過去にけいれんの既往のある者
- ( 5 ) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

#### 8 接種後の注意事項

- ( 1 ) 高熱、けいれん等の症状を呈した場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ( 2 ) 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った香芝市保健センターに連絡すること。

## 香芝市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づく定期の予防接種を次のとおり実施する。

平成21年4月1日

香芝市長 梅田善久

- 1 予防接種の種類 BCG
- 2 接種方法 委託医療機関にて個別接種

	病院名		病院名
1	澤井外科内科診療所	7	さない内科医院
2	澤田医院	8	山本内科医院
3	まみ小児科	9	みちのクリニック
4	香芝村尾クリニック	10	加藤クリニック
5	下田診療所	11	かわしま内科・外科こどもクリニック
6	ふゆひろクリニック	12	西本内科

- 3 接種期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- 4 対象者 生後3ヶ月～6ヶ月未満の者
- 5 費用 無料
- 6 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
  - （1）明らかな発熱を呈している者
  - （2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - （3）当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - （4）その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
  - （5）予防接種、外傷などによるケロイドの認められる者
- 7 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
  - （1）心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
  - （2）予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - （3）接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
  - （4）過去にけいれんの既往のある者
  - （5）過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - （6）過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- 8 接種後の注意事項
  - （1）高熱、けいれん等の症状を呈した場合は、速やかに医師の診察を受けること。

( 2 ) 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った香芝市保健センターに連絡すること。

平成21年 4月23日

香芝市教育委員会公告第4号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第4回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

1. 日 時 平成21年4月30日(木)  
午後2時00分より
2. 場 所 香芝市役所 4階行政委員会室
3. 案 件 (1) 香芝市教育委員会事務局の管理職及び教育機関の長の任免に関する専決処分の報告及び承認について  
(2) 香芝市教育委員会後援等名義使用承認について  
(3) 香芝市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に関する専決処分の報告及び承認について  
(4) 学校教育法施行細則の一部改正に関する専決処分の報告及び承認について  
(5) 香芝市立幼稚園規則の一部改正に関する専決処分の報告及び承認について  
(6) 香芝市立学校の通学区域に関する規則の一部改正に関する専決処分の報告及び承認について  
(7) 香芝市学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱に関する専決処分の報告及び承認について

- ( 8 ) 香芝市就学指導委員会委員の委嘱に関する専決処分の報告及び承認について
- ( 9 ) 香芝市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する専決処分の報告及び承認について
- ( 10 ) その他